

特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)

65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するもので、高齢者がその経験等を活かして働き引き続き社会で活躍することへの支援を目的としています。

対象となる措置

次の条件により雇い入れた場合に受給することができます。

1. ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
2. 雇用保険の高年齢被保険者として雇い入れ、1年以上雇用することが雇入れ時点で確実であると認められること
3. 次のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。
 - (1) 対象労働者と当該対象労働者を雇入れ事業主との間で、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介を受ける前から雇用の内定(予約)があった場合
 - (2) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主との関係において、次のいずれかに該当する場合
 - ① 雇入れ事業主と雇用、請負、委任の関係にあった場合、または、出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがある場合
 - ② 雇入れ事業主において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある場合
 - (3) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く)を受けたことがある場合
 - (4) 対象労働者の雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合
 - (5) 対象労働者が、雇入れ事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族および姻族)である場合
 - (6) 対象労働者が、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
 - (7) 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金が、支払期日までに支払われていない場合
4. 支給対象期(下記「支給額」の1を参照)の途中で対象労働者が離職した場合は、当該支給対象期について原則不支給となります。

対象労働者及び支給額

1. 対象労働者の雇入れに係る日から起算した下表の「助成対象期間」を6か月単位で区分した「支給対象期」（第1期～第2期）ごとに、最大2回にわたって支給されます。

対象労働者	事業所規模（14ページ参照） 助成対象期間／支給対象期ごとの上限支給額	
	大企業	中小企業
① 短時間労働者以外の者	助成対象期間：1年 第1期 30万円 第2期 30万円 ----- 計 60万円	助成対象期間：1年 第1期 35万円 第2期 35万円 ----- 計 70万円
② 短時間労働者	助成対象期間：1年 第1期 20万円 第2期 20万円 ----- 計 40万円	助成対象期間：1年 第1期 25万円 第2期 25万円 ----- 計 50万円

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

2. ただし、支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。
3. 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や短時間労働者以外の者の実際の週当たりの賃金が〔最低賃金×30時間〕を下回っている場合は、支給額が減額される場合や支給がされない場合があります。また、対象労働者が支給対象期（第1期）の初日から1か月以内に離職した場合には本助成金は支給されません。

求人申込から受給までの流れ

P27の図表を参考にして下さい。

※主な要件を記載しています。詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」

沖縄労働局 HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内(詳細版)